

令和6年10月25日

平塚市監査委員	市川喜久江
同	城田孝子
同	山原栄一
同	秋澤雅久

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく監査を平塚市監査基準（令和2年4月1日施行。以下「基準」という。）に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

記

1 監査の対象範囲及び対象部課（対象団体）

次の監査対象部課（対象団体）における令和5年度の出資に係る出納その他の事務

（1）企画政策部 資産経営課（対象団体：公益財団法人平塚市まちづくり財団）

2 監査の実施期間

令和6年8月14日から令和6年9月24日まで

3 監査の方法及び監査項目

監査対象部課に対し監査対象団体への出資に関する調書の提出を求め、出資の状況及び市の関与等について調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

また、監査対象団体に対し財務諸表、総勘定元帳等の提出を求め、出資目的に沿った事業が行われたか、事業報告書・決算諸表に記載された数値は正確であったか、事務処理は良好になされているか等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

監査項目

- （1）事業報告書及び決算書
- （2）収入事務
- （3）支出事務
 - 契約事務
- （4）財産の管理事務
- （5）庶務その他の事務

4 監査の結果

基準に準拠して監査した限りにおいての結果は次のとおりである。

（1）企画政策部 資産経営課（対象団体：公益財団法人平塚市まちづくり財団）

- ア 事業は出資の目的に沿って行われていると認められた。
- イ 事業報告書、決算諸表に記載された数値は正確であると認められた。
- ウ 会計経理について、次の指摘事項については適切に対処されたい。

○ 指摘事項

総合公園受託事業における契約事務について、公益財団法人平塚市まちづくり財団が定める随契ガイドラインでは、「物品、印刷及び修繕（施設修繕を除く。）においては、発注総額5万円以下」の場合に限り見積り合わせを省略することができるとされているが、発注総額が5万円を超えているにもかかわらず見積り合わせを省略していた。

随契ガイドライン等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。

以 上